

# 令和元年10月1日より、 幼児教育・保育の無償化が始まります

## 認定こども園・へき地保育所の利用

3～5歳児クラスのすべての子どもが無償化の対象です。

- 無償となる期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもは、満3歳の誕生日から入園できますが、入園時から（4月1日を迎える前であっても）無償化の対象となります。
- 実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。
- 0～2歳児クラスの保育料は、これまでと変更ありません。
- 保育料の無償化にあたり、**改めて行っていただく手続きはありません。**

## 一時預かり事業の利用

保育の必要性の認定に該当する場合は、一時預かり事業も無償化の対象となります。

- 3～5歳の子どもで認定こども園、保育所等に通園していない場合は、一時預かり事業の無償化の上限額を1ヶ月当たり3.7万円とします。
- 0～2歳の子どもで認定こども園、保育所等に通園せず、一時預かり事業を利用する場合は、市町村民税非課税世帯に限り、1ヶ月当たり4.2万円を上限として無償化の対象となります。
- 1号認定を受けて認定こども園に通園している場合であって、教育時間を終えて引き続き預かり保育（一時預かり事業）を利用する場合は、無償化の上限額を1ヶ月当たり1.13万円とします（夏休み等長期休業期間を含む月も同様です）。
- 一時預かり事業の利用について無償化の対象となるためには、申請が必要です。** その際、保護者の就労状況や課税状況等を確認させていただきます。